

# 葛巻町おためし居住体験事業による葛巻町若者定住支援住宅の一時使用に関する要領

令和5年4月1日葛巻町告示第19号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び行政財産の使用の許可に関する規則（昭和60年葛巻町規則第3号。以下「行政財産規則」という。）の規定に基づき、葛巻町おためし居住体験事業による葛巻町若者定住支援住宅（以下「定住支援住宅」という。）の一時使用の許可等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 葛巻町おためし居住体験事業 本町への移住定住の促進と定住支援住宅の有効活用を図るため、本町に移住を希望する者に対して、定住支援住宅の一時使用の許可等を行う事業をいう。
- (2) 付帯施設 定住支援住宅に付属する給排水、衛生、換気、冷暖房、電気配線及び照明などの建築設備をいう。

(対象住宅)

第3条 一時使用の対象となる住宅は葛巻町若者定住支援住宅条例（令和4年葛巻町条例第16号。

以下「定住住宅条例」という。）第2条に規定するものをいう。

(一時使用できる者の資格)

第4条 定住支援住宅の一時使用をすることができる者は、次の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 本町に移住を希望している者
- (2) 町が管理するソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等において、町内での生活の様子や魅力を町外に発信することができる者
- (3) 町又は指定管理者より連絡があった場合に対応する緊急連絡人を指定できる者
- (4) 町が実施するアンケートに協力する者
- (5) その者又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (6) 申請日時点において18歳以上59歳以下である者
- (7) 高等学校等（高等学校、中等教育学校、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程及び特別支援学校等をいう）に在籍していない者
- (8) 原則、1か月以上の使用をする者

(一時使用許可の申請)

第5条 定住支援住宅の一時使用の許可等を得ようとする者は、行政財産規則第2条に定める行

政財産使用許可申請書に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。

- (1) 葛巻町おためし居住体験事業申込書（様式第1号）
- (2) 誓約書（おためし居住体験事業）（様式第2号）
- (3) 住民票の写しの原本（同居者を含む）

- (4) 緊急連絡人確認資料（マイナンバーカードの写し、免許証、健康保険証又はパスポート等の写し、住民票の写し（コピー可））
- (5) 個人情報第三者への提供に係る同意書（おためし居住体験事業）（様式第3号）
- (6) 葛巻町おためし居住体験事業利用希望調書（様式第4号）
- (7) 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
（一時使用の許可）

第6条 町長は、前条の規定により申込書を受け付けた場合は、第4条に定める一時使用の資格について審査し、適当と認めた者に対して定住支援住宅の一時使用の許可等をする。

2 定住支援住宅の一時使用の許可等をする際の条件は、行政財産規則第3条第2項に掲げる事項とする。

第7条 町長は、前条により審査した結果、使用を許可した者（以下「許可者」という。）に対して、行政財産規則第3条第1項に定める行政財産使用許可指令書を交付するものとし、使用を許可しない者に対しては、行政財産規則第4条に定める行政財産使用不許可指令書を交付するものとする。  
（一時使用の期間）

第8条 定住支援住宅の一時使用の期間は、原則6カ月以内とする。

（緊急連絡人の変更等）

第9条 許可者は、緊急連絡人を変更しようとするときは、あらかじめ、緊急連絡人変更届（おためし居住体験事業）（様式第5号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。  
（使用料）

第10条 使用料は、定住住宅条例第13条の規定を適用し、規定中「家賃」とあるのは、「使用料」と読み替えるものとする。  
（使用料の徴収）

第11条 定住支援住宅の使用料は、第7条第1項により使用を許可した期間について徴収する。  
ただし、定住支援住宅を返還する場合には返還日までの期間、定住支援住宅の使用の許可を取り消す場合には取消期日までの期間について徴収する。  
2 使用料は、月の末日（月の途中を返還日とし、又は月の途中を取消期日としたときは、その日）までにその月分を納付しなければならない。  
3 定住支援住宅の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料は日割計算とする。  
4 納期限までに使用料が納付されない場合の延滞金の徴収等は、地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例（平成22年条例第17号）によるものとする。  
（許可者の費用負担義務）

第12条 次に掲げる費用は、許可者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、通信回線、ケーブルテレビ、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

- (3) 給水栓、点滅器等の取替えその他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用  
(準用規定)

第13条 この要領に定めるもののほか、定住支援住宅の管理に関し必要な事項は、定住住宅条例  
第11条、第17条から第21条及び葛巻町若者定住支援住宅条例施行規則（令和4年葛巻町規則第  
18号）第9条、第10条、第15条、第18条の規定を準用し、規定中「入居決定者」及び「入居者」  
とあるのは、「許可者」と読み替えるものとする。